

(2) 粉じん障害防止規則

規制内容等		いずれかの措置					全 体 換 気 装 置	換 気 装 置	粉 じ ん 濃 度 の 測 定	除 じ ん 装 置	特 別 の 教 育	休 憩 設 備	清 掃	作 業 環 境 測 定 お よ び 評 価	呼 吸 用 保 護 具 (注)2	計 画 の 届 出 (注)3	
		湿 式 型 衝 撃 式 削 岩 機	湿 潤 な 状 態 に 保 つ た め の 設 備	密 閉 す る 設 備	局 所 排 気 装 置	装 置 プ ッ シ ユ プ ル 型 換 気											
粉じん作業		4					5	6 602	603	10	22	23	24	26 2602	27	安衛則	
粉 じ ん 作 業 (規則別表第一)	特定粉じん作業 (規則別表第二)	屋内		△	△	○	△			△	○	○	○	○		△	
		坑内		△ 1303	○	△ 2403				○		○	○				
	呼吸用保護具を使用すべき作業 (規則別表第三)	坑内	屋内					○					○	○		○	
			屋外										○			○	
		坑内							○	○			○			○	
		タンク内等											○			○	
	その他の作業	坑内	屋内					○					○	○			
			屋外										○				
		坑内							○	○			○				

- (注) 1 △印は、一部のものについて規制があることを示す。
 2 呼吸用保護具を使用すべき作業の中で、所定の作業については電動ファン付き呼吸用保護具を使用するよう定められている。
 3 計画の届出は、△印以外にも場合により適用になることがある。

別表3. 132 — 132 + 坑内
 232 — 332 + 坑内, 750 (坑内)
 332 — 552 (750)